

よくあるご質問（Q＆A）

（入札の受付に関するご質問）

- Q－1 郵送で入札を考えていますが、入札関係書類をインターネットから入手できますか。
- Q－2 過去に入手した入札関係書類を使用できますか。
- Q－3 役員一覧の代わりに法人の登記事項証明書を提出できますか。
- Q－4 複数の物件に入札する場合、役員一覧をコピーして使用できますか。
- Q－5 入札保証金は、最低売却価格の５％ですか。
- Q－6 入札書や入札保証金提出書を書き損じてしまった場合、どうしたらよいでしょうか。
- Q－7 入札者本人に代わって、入札関係書類を持参する場合も委任状が必要ですか。
- Q－8 提出済の入札書を取下げることができますか。
- Q－9 開札の結果、不落札となった場合、入札保証金はいつ返還されますか。

（開札・開札結果に関するご質問）

- Q－10 開札会場は、誰でも入場できますか。
- Q－11 入札に参加した者ですが、開札結果の確認方法を教えてください。
- Q－12 落札金額はいつ公表されますか。

（契約に関するご質問）

- Q－13 郵送による売買契約締結は可能ですか。
- Q－14 売買代金の支払方法を教えてください。
- Q－15 入札保証金・契約保証金を売買代金に充当する場合、領収証書の額面はどうなりますか。
- Q－16 売買契約締結時に、売買代金のほかに必要な費用はありますか。
- Q－17 所有権移転登記と同時に抵当権の設定登記をすることは可能ですか。

（落札に至らなかった物件に関するご質問）

- Q－18 落札に至らなかった物件の今後の売却予定を教えてください。

(入札の受付に関するご質問)	
Q-1	郵送で入札を考えていますが、入札関係書類をインターネットから入手できますか。
A-1	できません。 入札関係書類は、封筒・複写式の様式が含まれておりますので、入札案内書の配布場所で関係書類を入手してください。(最寄りの配布場所は、巻末で確認してください。) 入札関係書類の郵送による配布を希望される方は、未利用国有地入札補助業務受託者(株式会社 オオバ)にお問い合わせください。(TEL: 03-5931-5850)
Q-2	過去に入手した入札関係書類を使用できますか。
A-2	できません。 入札関係書類は、制度改正等により様式が変わっているため、入札の都度、関東財務局で配布する最新の様式を使用してください。
Q-3	役員一覧の代わりに法人の登記事項証明書を提出できますか。
A-3	できません。 役員一覧には、法人の登記事項証明書に記載されていない記入項目が含まれているため、必ず役員一覧を提出していただく必要があります。(7ページ参照。)
Q-4	複数の物件に入札する場合、役員一覧をコピーして使用できますか。
A-4	できます。 物件番号欄以外の部分をコピーし、物件毎に物件番号を記入し提出してください。(38ページ参照。)
Q-5	入札保証金は、最低売却価格の5%ですか。
A-5	最低売却価格の5%ではありません。 入札する金額(最低売却価格以上の金額)の5%以上(円未満切上げ)です。(5ページ参照。)
Q-6	入札書や入札保証金提出書を書き損じてしまった場合、どうしたらよいでしょうか。
A-6	新たな用紙を取り寄せて書き直してください。(5ページ参照。)
Q-7	入札者本人に代わって、入札関係書類を持参する場合も委任状が必要ですか。
A-7	必要ありません。 法人による入札の場合に、社員の方が入札関係書類を提出する場合や開札会場へ入場する場合も委任状は必要ありません。(46ページ参照。)
Q-8	提出済の入札書を取下げることとはできますか。
A-8	できません。 いかなる理由であっても、提出済みの入札書は、引換え、変更又は取消しを行うことはできませんので、提出前に十分検討され、入札書提出用封筒のチェックリストにより、記入内容の確認をお願いします。(7ページ参照。)
Q-9	開札の結果、不落札となった場合、入札保証金はいつ返還されますか。
A-9	開札日から概ね1週間後、指定された口座(インターネットバンキングを除く)へお返しします。(8ページ参照。)

(開札・開札結果に関するご質問)	
Q-10	開札会場は、誰でも入場できますか。
A-10	できません。 開札会場へ入場できる方は、入札者本人又はその代理の方等、関係者の方のみです。 ※開札会場の受付において、入札者名と物件番号を確認させていただきます。 (4、46ページ参照。)
Q-11	入札に参加した者ですが、開札結果の確認方法を教えてください。
A-11	以下の方法により確認可能です。(いずれの方法も落札者名は公表しません。) ① 開札会場にお越しいただく方法(開札結果は開札日の12時まで閲覧できます。) ② 開札日の翌開札日以降に電話にてご確認いただく方法 ③ 開札日の翌々開札日以降に当局のホームページにてご確認いただく方法 ④ 入札結果通知書で確認していただく方法(開札日の翌開札日に当局から発送予定です。) (4ページ参照。)
Q-12	落札金額はいつ公表されますか。
A-12	落札金額は原則、契約日の翌月15日頃に関東財務局のホームページにて公表します。(それ以前の照会にはお答えしておりません。)

(契約に関するご質問)	
Q-13	郵送による売買契約締結は可能ですか。
Q-13	できません。 売買契約締結と同時に売買代金全額(あるいは契約保証金)を納入していただく必要がありますので、各契約担当へお越しいただく必要があります。
Q-14	売買代金の支払方法を教えてください。
A-14	次の2通りの方法があります。なお、売買契約締結の際は、各契約担当へお越しいただくことになります。 ① 売買契約締結と同時に売買代金全額を納付していただく方法 ② 売買契約締結の際に契約保証金を納付していただく方法 (10～11ページ参照。)
Q-15	入札保証金・契約保証金を売買代金に充当する場合、領収証書の額面はどうなりますか。
A-15	窓口等で納付していただいた金額になります。納付済の保証金を売買代金に充当する場合、国側で保証金と売買代金との差額の受領を確認してから充当します。後日、保証金を売買代金に充当した旨の通知文を国から送付し、これが領収証書に相当します。 (10～11ページ参照。)
Q-16	売買契約締結時に、売買代金のほかに必要な費用はありますか。
A-16	売買契約書(国保管用のもの1通)に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、売買契約の締結及び履行に関して必要な費用があります。 (10ページ参照。)
Q-17	所有権移転登記と同時に抵当権の設定登記をすることは可能ですか。
A-17	可能です。 売買契約締結の前に、各物件の契約担当へご相談ください。

(落札に至らなかった物件に関するご質問)	
Q-18	落札に至らなかった物件の今後の売却予定を教えてください。
A-18	後日、「すぐに購入できる物件」として、先着順により売却申請を受け付ける予定です。 詳細は、開札日から概ね1ヶ月後に当局ホームページ等でお知らせします。 (11～12ページ参照。)